

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○一般社団法人日本建設業連合会の定める「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を踏まえ適正取引を実行する。

○AFC（Asahi Friendly Ship）施工協会の協力会社及び資機材取引業者間において、電子請求書取引を行うことで、電話やFAX・郵便・相対など時間とコストをかけて行われているこれらの商行為を格段に効率化し、生産性向上・時短とコスト削減・ペーパーレスによるエコを実現する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。

国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、元請・下請問の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。取引対価の決定を含め契約に当たっては取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は原則、現金にて支払いを行います。

毎月月末までに協力会社と出来高を協議の上決定し、翌月 25 日までには現金 100%により支払いを行います。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力会社に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者にとり取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. AFC (Asahi Friendly Ship) 施工協力会

魅力ある業界構築のため以下のことを遵守します。

- ①会員相互の親睦と共存共栄、相互扶助、利潤追求により業界の健全なる発展を通し、社会への地域貢献を行う。
- ②会員相互の技術交流により新たなイノベーションを図り、工事品質・資質の向上を目指す。
- ③危険ゼロに基づく安全安心な作業環境構築と働く人すべての健康促進により労働災害を積極的に防止する。

2021 年 11 月 4 日

旭建設株式会社

代表取締役社長 黒木 繁人